

一般社団法人日本官能評価学会 優秀発表賞規程

(総則)

第1条 この規程は、「一般社団法人日本官能評価学会優秀発表賞」(以下「優秀発表賞」という)に関して、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 優秀発表賞は、一般社団法人日本官能評価学会年次大会における優れた発表に対して授与するものであり、我が国の官能評価に関わる研究および若手研究者の育成・指導を奨励し、斯学の発展に寄与することを目的とする。

(発表形式)

第3条 優秀発表賞は口頭発表、ポスター発表を受賞対象とし、両者の区別は設けない。

(選考)

第4条 優秀発表賞の選考は、次の条件すべてを充たす発表を対象とする。

- (1) 当該年次大会の開催年度末日において、筆頭発表者の年齢が40歳未満であること
- (2) 所定の成果発表手続きを完了していること

(受賞者)

第5条 受賞者は筆頭発表者および連名発表者とする。

(選考手続き)

第6条 優秀発表賞の選考は、次の手続きに従って行う。

- (1) 選考は、会長、副会長、理事をもって構成される「一般社団法人日本官能評価学会優秀発表賞選考委員会」(以下「選考委員会」という)が行い、会長が委員長を務める。
- (2) 委員長は、選考委員会の議を経て、大会に先立ち、会長、副会長、理事を優秀発表賞審査委員(以下「審査委員」という)として選任し、審査委員に発表もしくは抄録に基づき優秀発表賞受賞候補3件以下の推薦を依頼する。
- (3) 委員長は大会参加者にも優秀発表賞審査者(以下「審査者」という)として、発表および抄録に基づき優秀発表賞受賞候補の推薦を依頼する。
- (4) 選考委員会は、審査委員および審査者によって推薦された候補者について投票数に基づいた選考を行い、受賞発表を決定する。

(報告)

第7条 委員長は、選考結果を理事会に報告する。

(表彰)

第8条 会長は、翌年度年次大会期間中に、受賞発表の受賞対象者の代表者に優秀発表賞および副賞を授与する。

(細則)

第9条 選考を行う上で必要な事項は「一般社団法人日本官能評価学会優秀発表賞細則」に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、2014年7月5日より施行する。

2016年9月1日一部改定

2020年2月8日一部改定

一般社団法人日本官能評価学会 優秀発表賞細則

(総則)

第1条 この細則は、「一般社団法人日本官能評価学会優秀発表賞規程」にもとづいて、優秀発表賞選考委員会（以下「選考委員会」という）が行う選考の手続き等を定めるものである。

(委嘱)

第2条 選考委員会は、審査委員および審査者に受賞候補発表の推薦を委嘱する。

(評価の基準)

第3条 審査委員および審査者は、対象となる発表について次の基準にもとづいて評価を行い、3件以下の受賞候補発表を所定の用紙により推薦する。

- (1) 研究課題あるいは研究方法に独創性が認められること
- (2) 研究成果に発展性が認められること
- (3) プレゼンテーションが優れていること
- (4) 本人および本人が所属する機関の者が発表者に含まれていないこと

(選考)

第4条 選考委員会は、審査委員および審査者の投票数にもとづいて選考を行い、受賞対象発表を決定する。

(結果報告および通知)

第5条 選考委員長は、選考結果を理事会に報告するとともに、本人に通知する。

(細則の変更)

第6条 この細則は、理事会の議決によって変更することができる。

(掲載)

第7条 受賞対象発表の発表者は一般社団法人日本官能評価学会投稿原稿執筆要領に従い、発表の詳細を優秀発表賞抄録として執筆し、その抄録は翌年の日本官能評価学会誌に掲載される。

附 則

この細則は、2014年7月5日より施行する。

2016年9月1日一部改定

2020年2月8日一部改定